

港区立麻布子ども中高生プラザの管理運営に関する

年度協定書（令和５年度）の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と公益財団法人児童育成協会（以下「乙」という。）とは、港区立麻布子ども中高生プラザの管理運営に関して、令和２年２月１９日に締結した「港区立麻布子ども中高生プラザの管理運営に関する基本協定」に基づき、「港区立麻布子ども中高生プラザの管理運営に関する年度協定書（令和５年度）」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

１ 原協定第４条を次のように改める。

（指定管理料の額）

第４条 基本協定第３０条第２項に規定する指定管理料の額は、年間
135,388,956 円（消費税を含む。）とする。

２ 原協定第５条第２項の表を次のように改める。

（支払の内訳）

対象期間	支払額
第１四半期	30,917,157 円
第２四半期	31,280,502 円
第３四半期	41,416,725 円
第４四半期	31,774,572 円
合 計	135,388,956 円

本変更協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和５年１０月１日

甲 港区芝公園一丁目５番２５号

港 区

港 区 長 武 井 雅 昭



乙 千代田区四番町２番１２号

公益財団法人児童育成協会

理 事 長 鈴 木 一 光

